

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルローン評価結果を公表します。

## 社会福祉法人 恵庭光風会

長期借入金

新規

総合評価

Social 1

ソーシャル性評価  
(資金使途)

s1

管理・運営・  
透明性評価

m1

借入人	社会福祉法人 恵庭光風会
評価対象	長期借入金
分類	長期借入金
貸付人	株式会社北海道銀行
実行額	7.6億円
実行日	2026年3月31日
返済日	2053年3月20日
返済方法	スケジュール返済
資金使途	重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金

### 評価の概要

#### ▶▶▶ 1. 社会福祉法人 恵庭光風会の概要

社会福祉法人恵庭光風会は、北海道恵庭市を中心に知的障がいのある人々への総合的な福祉サービスを提供する社会福祉法人である。恵庭光風会は、障がいのある人々が地域で安心して暮らせる環境づくりを目指し、1979年に創設された。1980年代以降には入所施設「恵庭光と風の里」や交流ホームなどを順次開設し恵庭市内での福祉基盤整備を推進した。その後、2000年代には生活介護、

就労支援、相談支援センターなど多機能事業所を恵庭市内各地に展開し、恵庭市と協働して地域生活支援体制を強化した。

恵庭光風会は、現時点で総職員数 100 名以上を有し、各事業所が連携しながら利用者の生活支援・自立支援・社会参加を継続してサポートしている。

## ▶▶▶ 2. 恵庭光風会のサステナビリティに関する取り組み

恵庭光風会は、地域福祉の中核として発展してきた経緯があり、現時点では入所型の障害者支援施設「恵庭光と風の里」、生活介護（とらい・牧場・恵み野西）や就労継続支援 B 型「そだてらす」、放課後等デイサービス「たくと」、共同生活援助（光風荘ほか）などを運営している。また、居宅介護・同行援護などの在宅支援サービス、相談支援事業所「e-ふらっと」や「相談室そら」など、生活を支える総合的な支援体制も整えている。

恵庭光風会は、定款において「目的」を「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する」と定めている。恵庭市を中心に、地域の社会福祉の実情やニーズを調査・確認のうえ、恵庭市等の行政とも随時連携している。

恵庭光風会のガバナンス体制は、社会福祉法人としての法的枠組みに基づき、評議員で構成される評議員会が設置されており、評議員会が専任する理事による理事会によって運営されている。

## ▶▶▶ 3. ソーシャルローンについて

今般の評価対象は、恵庭光風会が調達する長期借入金（本借入金）である。JCR では、本借入金が、「ソーシャルローン原則<sup>1</sup>」、「ソーシャルボンドガイドライン<sup>2</sup>」及び SDGs に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。また、本評価対象は借入金であるものの、ソーシャルボンド原則<sup>3</sup>においては、ソーシャルボンドの資金使途及びその社会改善効果（インパクト）と、国際的な持続可能性に係る目標や各国の政策との整合性を重視していることから、本評価対象においても、ICMA が策定した SDGs とソーシャルプロジェクト分類のマッピング<sup>4</sup>を評価における参照指標とする。

恵庭光風会は、本借入金における資金使途を「重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金・こまば地域支援センターふろーれす」としている。また、適格プロジェクトの実施に際

<sup>1</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025"

<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

<sup>2</sup> 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

<sup>3</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Social Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

<sup>4</sup> ICMA "Green, Social and Sustainability Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/mapping-to-the-sustainable-development-goals/>

しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本借入金における資金使途について、社会的便益をもたらす事業であると評価している。

資金使途の選定においては理事会や評議会も関与していること、調達した資金の管理方法は明確に定められ管理プロセスや内部統制が適切に実施される予定であること、適切なレポート項目が定められ貸付人等へ開示するとともにホームページへ開示予定であること等を確認した。以上より、JCR は恵庭光風会における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本借入金について JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とし、「JCR ソーシャルローン評価」を“Social 1”とした。また、本借入金は、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を十分に満たしているほか、SDGs 及び政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

## 目次

### ■評価フェーズ 1：ソーシャル性評価

#### I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 資金使途の概要について
2. プロジェクトの社会的便益について
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について
  - (1) ICMA の SDGs マッピングとの整合性
  - (2) SDGs アクションプラン及びソーシャルボンドガイドラインとの整合性

### ■評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

#### I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

#### II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

### ■評価フェーズ 3：評価結果（結論）

## 1. 調達資金の使途

### 【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な社会的便益をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

恵庭光風会が本借入金で資金使途とした重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金は、社会的便益を有するプロジェクトであり、社会的意義が高いとJCRでは評価している。

## 1. 資金使途の概要について

本借入金の資金使途は、恵庭光風会が北海道恵庭市駒場町において新築する重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金である。建替後の施設概要は以下の通りである。

<b>プロジェクト</b>	重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金 こまば地域支援センターふろーれす
<b>所在地</b>	恵庭市駒場町 3 丁目 866-6 ・ 867-2 ・ 4 丁目 1000-2
<b>機能</b>	生活介護（重症心身障がい者対応） 1 棟（定員 20 名+短期入所 2 名） 生活介護（機能訓練・フィットネス） 1 棟（定員 20 名） 日中サービス支援型共同生活援助 1 棟（定員 20 名）
<b>面積</b>	敷地面積：7,428.78 m <sup>2</sup> 、延床面積：2,280.23 m <sup>2</sup>

図表 1：本プロジェクトの概要<sup>5</sup>

「生活介護」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障がい福祉サービスの一つで、常時介護を必要とする障がい者に対して施設などで入浴・排せつ・食事の介助、創作活動、生産活動の機会の提供などを主に昼間に行うものである。

「日中サービス支援型共同生活援助」（グループホーム）とは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、常時介護を必要とする障がい者に対して短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するものである。

## 2. プロジェクトの社会的便益について

本資金使途は、上述の通り、重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金である。本資金使途は、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジ

<sup>5</sup> 恵庭光風会 2025 年 7 月 3 日リリース <https://eniwa-kofu.or.jp/3182.html>

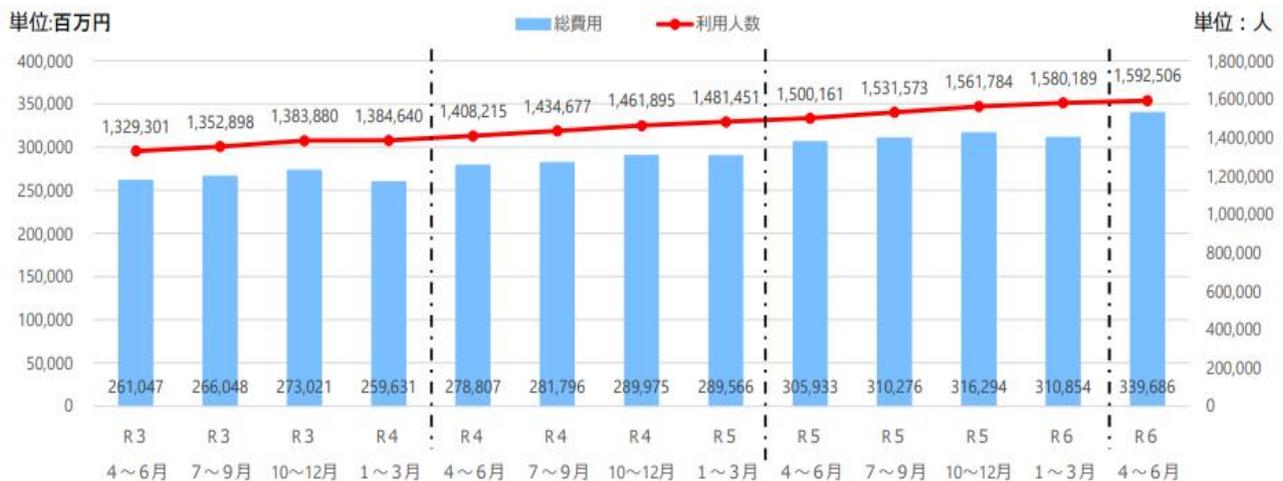
エクト事業区分のうち、「介護や支援を必要とする方々」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（介護）」に貢献する事業に該当する。

### < 日本社会の課題 >

障害者総合支援法とは、「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、従来の障害者自立支援法を改正する形で2013年に施行されている。障害者総合支援法は、制度の不平等、多様化するニーズ、社会参加や地域生活の権利保障という課題に応えるために誕生した法律である。

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、障がい者への福祉サービスの基本的な部分を規定している。障がいのある人を「ケアされる対象」としてではなく、「尊厳ある生活を営む主体」と捉え直し、共生社会を実現するための基盤として構築されている。

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は、2025年9月時点で3,619万人と推計されており、前年に比べ5万人減少しているが、総人口に占める割合は29.4%と過去最高となっている<sup>6</sup>。また、障害福祉サービス等の利用人数は以下の通り増加傾向にある。



図表2：厚生労働省 障害福祉サービス等<sup>7</sup>

### < 恵庭市の課題 >

恵庭市では、2023年時点で65歳以上の高齢者人口は20,099人（人口の約3割）に達しており、今後2040年には高齢化率が36.6%まで増加すると予測されている<sup>8</sup>。高齢化の進行とともに、障がい者の中には高齢化を伴うケースも多く、障がい発生リスクの増大や重度化の進展が予想され、生

<sup>6</sup> 総務省 2025年9月14日 統計トピックス No146

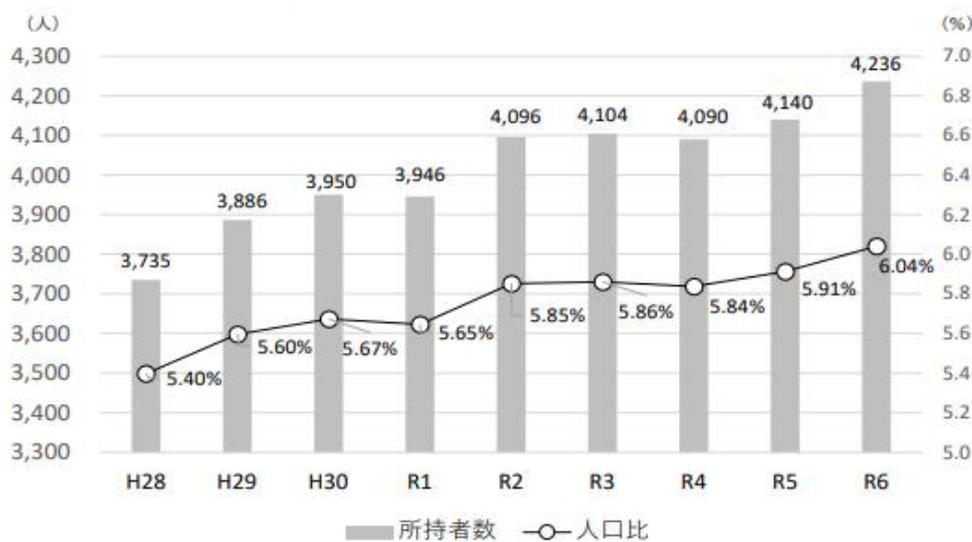
<sup>7</sup> 厚生労働省 障害福祉サービス等の最近の動向について（2024年11月14日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001579688.pdf>

<sup>8</sup> 第9期 恵庭市高齢者保健福祉計画 恵庭市介護保険事業計画

<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/hokenhukushibu/kaigofukushika/shinokakushukeikaku/1/1/18539.html>

活介護を必要とする利用者層が増加する基礎条件が整っている。障がい分野の統計をみても、恵庭市の障がい者（手帳所持者）の推移は近年微増傾向にある。



図表 3：恵庭市 障がい者（手帳所持者）の推移<sup>9</sup>

恵庭市は令和 6～8 年度の「えにお障がい福祉プラン」で、地域生活支援体制の強化を明確に掲げている。グループホームの利用者は日中活動として生活介護を利用する例が多いが、グループホームの利用者は平成 30 年度の 83 人から令和 4 年度の 125 人へ増加しており、生活介護の需要が増大しつつある<sup>10</sup>。また、恵庭市議会は、2025 年 6 月開催の定例市議会において、障がい者入所支援施設への入所を希望する待機者が 24 人いることを報告している。

以上より、JCR は本借入金の資金使途が恵庭市における「介護や支援を必要とする方々」に対し「日常生活及び社会生活を総合的に支援するプロジェクト」であり、社会的便益を有すると評価している。

<sup>9</sup> 第 5 期 恵庭市地域福祉計画（案） <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/54/r8-3-12-kousei-no12-1.pdf>

<sup>10</sup> 令和 6 年度 第一回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 資料  
<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/26/1544354.pdf>

### 3. 環境・社会に対する負の影響について

本借入金の資金使途は、恵庭光風会が新築する重度心身障がい者向け福祉施設の建設資金および設備資金である。本施設が新築される前には、駒場体育館が存在しており、周辺は野球場や緑豊かな公園が隣接するスポーツ・自然環境エリアであった。上記状況を踏まえ、恵庭光風会は本プロジェクトがもたらしうるリスクを以下の通り洗い出すとともに、その緩和対応を以下の通り実施する予定である。

#### <想定されるリスク>

建設の前段階の法規制違反、工事における騒音振動、労務面、周辺住民からの反対、施設内のトラブル等

#### <リスク緩和対応>

法令順守（法規制、騒音・振動）、建設会社への労務面配慮への対応の確認、周辺住民への事前説明、職員への研修の実施、トラブル発生時の通報体制の整備等

以上より、JCR は本借入金の資金使途について、環境・社会に対する負の影響が特定されるとともに、適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

## 4. SDGs との整合性について

### (1) ICMA の SDGs マッピングとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



#### 目標 10. 人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

### (2) SDGs アクションプラン及びソーシャルボンドガイドラインとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、金融庁がソーシャルボンドガイドラインで例示した「SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題」のうち以下の項目に整合していることを確認した。

「SDGs 実施指針」の 8 つの優先課題及び関連する具体的な取組案		
優先課題：1. あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現		ターゲット
共生社会の実現に向けた障害者施策の推進	障害者基本法及び障害者基本計画に基づき、地方公共団体等の様々な主体と連携を図りつつ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を図る。加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一層の浸透に向けた各種の普及啓発など、障害者差別の解消に向けた取組を実施する。	

## 1. 資金使途の選定基準とそのプロセス

### 【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本借入金における目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与していると判断している。

#### 1. 目標

恵庭光風会は、定款において「目的」として「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する」を定め、社会福祉事業を行っている。

また、法人理念として、「あなたらしさを 光と風と」をミッションとして掲げ、一人ひとりがその人らしく地域で暮らし、自立した生活を営めるよう支援することを使命としている。光と風という自然の恵みになぞらえ、障がいの有無に関わらず、全ての人が温かさや爽やかさを感じながら生活できる地域づくりを目指している。

#### 2. 選定基準

本借入金における適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

#### 3. プロセス

ソーシャルローンの資金使途の対象となるプロジェクトは、理事会、評議会により適格クライテリアへの適合が検討され、評価および選定が行われる。

対象となるプロジェクトを資金使途としてソーシャルローンによる資金調達を行うことは、理事長によって起案され、理事会にて協議され、評議員会にて承認される。

JCR は本借入金で定めるプロジェクトの選定プロセスについて、恵庭光風会の理事等が適切に関与していると評価している。

恵庭光風会のソーシャルローンに関する目標、選定基準及びプロセスについては、本評価レポートにて開示される。従って、貸付人に対する透明性は確保されていると考えられる。

## II. 調達資金の管理

### 【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、恵庭光風会の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

### 本借入金に対する JCR の評価

ソーシャルローンによる調達資金は、速やかに資金使途の対象となるプロジェクトの建設資金として充当される。調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理する。

調達資金の資金管理については、総務課にて会計システムを用いて行われており、送金等が発生する場合は理事長の承認を受ける。本管理について、毎月、内部監査担当と専属公認会計士による内部監査を受ける。また、年に一度、恵庭市による財務監査等も行われる。調達資金の管理に関する帳簿については、ソーシャルローンの返済まで保存される。

以上より、JCR では、恵庭光風会の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

### III. レポーティング

#### 【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、恵庭光風会のレポーティングについて、資金の充当状況及び社会への改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

#### 資金の充当状況に係るレポーティング

恵庭光風会は、ソーシャルローンにより調達した資金の充当状況について、年次でホームページに開示予定である。また、年次で貸付人へ報告する予定である。調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に貸付人へ報告することを予定している。

#### 社会的便益に係るレポーティング

恵庭光風会は、ソーシャル適格事業の社会的便益に関するレポーティングとして、以下を年次でホームページ上で開示する予定である。

アウトプット	プロジェクトの概要
アウトカム	施設の受入許容人数
インパクト	恵庭市ならびに恵庭市近郊都市の重度障がい者福祉というサービスを提供し、障がいのある方の幸福に寄与する。 災害時の避難所として当施設を提供し、被災者の受入に貢献する（恵庭市からの需要に応える）。

図表 4：レポーティング項目<sup>11</sup>

上記レポーティング項目には、施設の受入許容人数としてアウトカムが定量化されており、適切な開示の対象が特定されている。また、インパクトは恵庭光風会の目標と一致しており、プロジェクトの社会的意義を示すのに十分である。

以上より、JCR では、恵庭光風会によるレポーティング体制が適切であると評価している。

<sup>11</sup> 恵庭光風会 提出資料

## IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

### 【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、恵庭光風会がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、理事会等で実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の実務担当部署や外部の専門家の知見を取り入れつつ本借入金の内容を策定している点について、高く評価している。

恵庭光風会は、北海道恵庭市を中心に知的障がいのある人々への総合的な福祉サービスを提供する社会福祉法人である。恵庭光風会は、障がいのある人々が地域で安心して暮らせる環境づくりを目指し、1953年に創設された。1980年代以降には入所施設「恵庭光と風の里」や交流ホームなどを順次開設し恵庭市内での福祉基盤整備を推進した。その後、2000年代には生活介護、就労支援、相談支援センターなど多機能事業所を恵庭市内各地に展開し、恵庭市と協働して地域生活支援体制を強化した。

前述の通り、恵庭光風会は、定款において「目的」として「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する」を定め、社会福祉事業を行っている。

恵庭光風会の現在の事業内容は多岐にわたり、入所型の障害者支援施設「恵庭光と風の里」、生活介護（とらい・牧場・恵み野西）や就労継続支援B型「そだてらす」、放課後等デイサービス「たくと」、共同生活援助（光風荘ほか）などを運営している。また、居宅介護・同行援護などの在宅支援サービス、相談支援事業所「e-ふらっと」や「相談室そら」など、生活を支える総合的な支援体制も整えている。

恵庭光風会は、現時点で総職員数100名以上を有し、各事業所が連携しながら利用者の生活支援・自立支援・社会参加を継続してサポートしている。

恵庭光風会のガバナンス体制は、社会福祉法人としての法的枠組みに基づき、評議員で構成される評議員会が設置されており、評議員会が専任する理事による理事会によって運営されている。

以上より JCR では、恵庭光風会が社会福祉に関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、社会福祉を検討する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、恵庭市の知見を取り入れつつ本借入金の資金使途を特定している点について、高く評価している。

## 評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

## Social 1

本借入金について、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価 (資金使途)」を“s1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR ソーシャルローン評価」を“Social 1”とした。また、本借入金は、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているほか、SDGs 目標及び政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
ソ ー シ ャ ル 性 評 価	s1	Social 1	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s2	Social 2	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s3	Social 3	Social 3	Social 4	Social 5	評価対象外
	s4	Social 4	Social 4	Social 5	評価対象外	評価対象外
	s5	Social 5	Social 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 佐藤 大介・任田 卓人

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR ソーシャルファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価対象であるソーシャルボンドの発行及び/又はソーシャルローンの実行 (以下、ソーシャルボンドとソーシャルローンを総称して「ソーシャルファイナンス」、ソーシャルボンドの発行とソーシャルローンの実行を総称して「ソーシャルファイナンスの実行」という) により調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ソーシャルファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR ソーシャルファイナンス評価は、ソーシャルファイナンスの実行計画時点又は実行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は、ソーシャルファイナンスが社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルファイナンスの実行により調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人 (以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という)、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、ソーシャルエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR ソーシャルファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR ソーシャルファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象であるソーシャルファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマースーパー等購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

**JCR ソーシャルファイナンス評価**：ソーシャルファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social 1、Social 2、Social 3、Social 4、Social 5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル